

# 宮古島市立スポーツ施設 指定管理運営業務 仕様書

## 1 宮古島市立スポーツ施設の概要

### (1) 管理対象施設

名 称	位 置
①宮古島市陸上競技場	宮古島市平良字東仲宗根 935 番地 1
②宮古島市民球場	宮古島市平良字西仲宗根 1574 番地 1
③宮古島市平良多目的屋内運動場	宮古島市平良字西仲宗根 1575 番地
④宮古島市多目的前福運動場	宮古島市平良字西仲宗根 1574 番地 7
⑤宮古島市下地陸上競技場	宮古島市下地字与那覇 1581 番地
⑥宮古島市下地体育館	宮古島市下地字与那覇 1590 番地
⑦宮古島市上野陸上競技場	宮古島市上野字宮国 1750 番地 2
⑧宮古島市上野体育館	宮古島市上野字宮国 1746 番地 2

\* 下地球場、下地屋内運動場、下地屋外庭球場については、受付・利用許可・料金の徴収のみを行う。

\* 上野体育館は、正面駐車場のトイレ、裏面ゲートボール場及びトイレの管理を含む。

### (2) 管理対象施設の概要

名 称	概 要
①宮古島市陸上競技場	第3種公認、400m×8レーン、天然芝フィールド、附帯設備（ナイター設備・トレーニング室・会議室）
②宮古島市民球場	両翼 97.6m、中堅 122m、天然芝、付帯設備（ブルペン・会議室）
③宮古島市平良多目的屋内運動場	面積 3,275 m <sup>2</sup>
④宮古島市多目的前福運動場	面積 23,114 m <sup>2</sup> 、サッカー1面、付帯設備（ナイター設備）
⑤宮古島市下地陸上競技場	400m トラック
⑥宮古島市下地体育館	バスケットボールコート2面、バレーボールコート2面
⑦宮古島市上野陸上競技場	400m トラック
⑧宮古島市上野体育館	バスケットボールコート2面、バレーボールコート2面

### (3) 管理対象施設の利用状況

名 称	利用人数
①宮古島市陸上競技場	令和5年 29,324人、令和4年 24,874人、 令和3年 15,135人
②宮古島市民球場	令和5年 4,780人、令和4年 3,894人、 令和3年 3,940人
③宮古島市平良多目的屋内運動場	令和5年 2,541人、令和4年 2,395人、 令和3年 734人
④宮古島市多目的前福運動場	令和5年 6,274人、令和4年 6,554人、 令和3年 5,016人
⑤宮古島市下地陸上競技場	令和5年 500人
⑥宮古島市下地体育館	令和5年 13,925人、令和4年 12,281人
⑦宮古島市上野陸上競技場	令和5年 277人
⑧宮古島市上野体育館	令和5年 12,541人、令和4年 6,715人

\* 下地体育館の利用人数は、下地球場・下地屋内運動場・下地屋外庭球場の利用人  
数を含む。

## 2 宮古島市立スポーツ施設の管理運営に係る基本事項

宮古島市立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（令和4年宮古島市条例第39号）及び宮古島市立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例施行規則（令和4年宮古島市規則第50号）に基づいて管理運営すること。

### (1) 管理運営方針

- ①利用者の安全を第一に、公正、公平な利用を確保する。
- ②利用者が利用しやすいようにサービスの向上に努める。
- ③効率的な運営を行なうとともに、管理運営経費の節減に努める。
- ④個人情報の保護を徹底する。
- ⑤常に善良な管理者の責任を持って、管理運営にあたる。
- ⑥その他関連法令等を遵守すること。

### (2) 管理運営について

#### ①利用時間および休館日

指定管理者が利用者に対するサービスや利便性の向上に有効と判断するとき  
は、市の許可を得て変更することができる。

#### ②利用料の徴収

指定管理者は、管理対象施設の利用料を自己の収入とすることができる。ま

た市の許可を得て、条例で定める範囲内において利用料を定めることができる。徴収方法についても、同様に変更することができる。

③案内および予約

電話での問合せや施設見学に対し、利用者の立場に立って適切な対応を行うこと。予約に関しては、宮古島市スポーツ施設WEB予約サービスを活用することができる。

④許可業務

利用の受付は原則として先着順とするが、以下の大会等については、市やスポーツ競技団体等と連絡調整を図り、優先すること。

\*市および市教育委員会が主催する事業、県民体育大会、中体連、県高校総合体育大会など地域の大会。

⑤施設の利用促進に資すると思われる自主事業の実施

指定管理者は、自己の責任と費用により、利用者の利便性の向上及び利用率向上のため、担当課に許可を取り、自主事業を実施することができる。なお自主事業から得られる収入は指定管理者の収入とし、その一部または全部を施設の管理費に充て、経費の削減に努めることとする。

(3) 清掃・点検・修繕・警備

①清掃業務

指定管理者は、利用者が快適な環境でスポーツ施設を利用できるよう、施設の環境美化に努めること。

②点検業務

指定管理者は、スポーツ施設を安全かつ良好な状態で利用者に提供できるよう施設及び設備等の保守管理・点検に努めること。

③修繕業務

危険度、必要度等で優先順位を決め、順次修繕を行うこと。修繕等については、1件につき10万円（消費税および地方消費税を含む。）以上の場合は、宮古島市と協議することとし、10万円未満の場合は指定管理者が負担する。ただし、管理者の管理不備によるものについては、管理者負担とする。

④植栽管理

施設内の除草、草刈、樹木・緑地の管理に努めること。（下地公園は除く）

⑤警備業務

火災や盗難等の防止のため、休館日や営業時間外には機械警備や巡回を行うこと。

(4) 緊急時・災害時の対応

#### ①台風、津波注意報・警報時等の利用の禁止・制限

指定管理者は、台風、津波注意報・警報時等の閉館にあたっては、利用者の安全を考慮し、かつ市の業務停止基準に準じて判断するものとし、事前・事後に市へ報告すること。

#### ②調査・報告

台風、地震等による災害が発生した場合は、被災が最小限となるよう迅速かつ最善の対応を取るとともに、直ちに被害状況調査を行い、速やかに市担当課へ報告を行うこと。

#### ③緊急連絡先

緊急時連絡先一覧表を作成し、年度ごとに市担当課へ提出すること。また修正があった場合は、隨時再提出すること。

### (5) 職員配置について

- ①施設の管理運営に従事する職員は、業務に支障のない人数を配置すること。
- ②職員に対しては、管理運営に必要な研修を行うこと。

### (6) 備品の管理業務

- ①貸与された備品が破損するなどの不具合が生じた場合は、宮古島市と協議すること。備品リストは別紙参照。
- ②貸与された備品については、日ごろより点検や保守を行い、その性能の維持に努めること。

## 3 事業報告書の提出

### (1) 利用状況の報告

- ①指定管理者は年度終了後30日以内に、宮古島市立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例第22条で定める事業報告書を、市へ提出すること。
- ②指定管理者は4月から9月までの事業報告及び決算の中間報告を10月の末日までに、市へ報告すること。
- ③指定管理者は毎月15日までに前月分の利用状況及び利用料金の徴収状況を、市へ報告すること。

## 4 仕様書等の疑義

この仕様書や、条例・規則等に疑義が生じた場合は宮古島市と協議し、その決定に従うこと。